

公 法 研 究 会

日時 7月4日（金）13時30分～

場所 法学部棟3階 321研究会室
（Google Meetを使用したハイブリッド形式にて実施）

報告者および報告内容

対馬 健斗 氏（北海道大学大学院法学研究科 修士課程2年）

「親権者等により一時保護に基づく児童に対する措置を不当に妨げる行為が現に行われ、又は行われると認められるために監護等の措置をとることが必要な場合には、児童相談所長は、児童虐待の防止等に関する法律12条1項によらずに、児童福祉法33条の2第2項に基づき、必要かつ相当と認められる範囲で、親権者等の意に反して、監護等の措置と一体のものとして児童との面会通信を制限することが許されるとされた事例」

大阪高判令和5年12月15日（判時2610号45頁）

奥谷 知冬 氏（北海道大学大学院法学研究科 修士課程2年）

「民法709条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たるとされた事例」

最判令和7年3月3日（裁時1859号9頁）

本研究会に参加を希望される方は、**6月27日(金)正午**までに
教育研究支援センター(koho@juris.hokudai.ac.jp)（担当・山下）までご連絡をお願いします。
その際、**対面／オンラインのどちらで参加希望か**をお知らせください。
参加者の皆様にはレジュメなどの報告資料、Zoom招待URLをご案内いたします。



問い合わせ先：教育研究支援センター（上記アドレス / Tel 706-3862）



北海道大学

法学部・法学研究科・法科大学院

School of Law Hokkaido University

民事法研究会

日時: 7月4日(金)13:30~

場所: W409 室(ハイフレックス開催)

※※大学院生については対面参加のみ可とします※※

報告者: **池田 清治氏**(北大教授)

【判例報告】東京高判平成30年10月31日金判1557号26頁

転貸借契約の契約条件について合意したにもかかわらず

契約書への記名捺印を拒否した転借交渉者の責任の内容

★参考文献:池田清治・私法判例リマークス60号34頁

 出席ご希望の方は、教育研究支援センター民事法部門宛、前日迄にご連絡ください💡

【連絡先】 minjiho<at>juris.hokudai.ac.jp (<at> を @ に変えてください♪)

公 法 研 究 会

日時 7月11日（金）13時30分～

Google Meetを使用したオンライン形式にて実施

報告者および報告内容

齊藤 正彰 氏（北海道大学大学院法学研究科 教授）

「富平神社の在り処——
目的効果基準と総合的判断」

内藤 陽 氏

（長野県立大学グローバルマネジメント学部 講師）

「勾留中の刑事被告人が、公判期日における入退廷の際、手錠及び捕縄を施された状態であったことについて、〔1〕公判を担当した裁判官が、入退廷時に刑務官による手錠及び捕縄の使用を止めさせなかったこと、〔2〕護送を担当した刑務官が、入退廷時に法廷内で手錠及び捕縄を使用したこと等の措置は、いずれも国家賠償法上違法とはいえないとした事例」 大阪地判令和元年5月27日（判タ1486号230頁）

本研究会に参加を希望される方は、**7月4日(金)正午**までに

教育研究支援センター(koho@juris.hokudai.ac.jp)（担当・山下）までご連絡をお願いします。

参加者の皆様にはレジュメなどの報告資料、MeetingURLをご案内いたします。



問い合わせ先：教育研究支援センター（上記アドレス / Tel 706-3862）